

# インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項(1/3)

## 登録申請期限

Q 10月1日(日)から登録を受け取るためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

**9月30日(土)まで**  
に申請書を提出する必要

- ・ e-Taxの場合、**9月30日(土)の23:59:59までの受付**となります
- ・ 郵送の場合、**9月30日(土)の通信日付印**のあるものまでとなります
- ・ 窓口提出の場合、**9月29日(金)の閉庁時間 (17:00) まで**となります

※ **9月30日**は**土曜日**ですが、**10月2日(月)まで期限は延びません。**

## インボイスの交付対象時期

Q インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか？

**10月1日(日)の**  
**取引**から

具体的には**以下の日**が**10月1日以降**になる場合、交付義務が生じます

- ・ **モノの販売** : 出荷日、相手方の検収日など、**引渡しの日**として合理的な日
- ・ **サービスの提供** : 物の引渡しを要する場合は、**目的物の全部を引き渡した日**  
物の引渡しを要しない場合は、**役務の全部を完了した日**

※ 必ずしも**10月1日以降**に交付する請求書等から**対応しなければならぬ**わけではありません。

### 【具体例】

① **令和5年9月中**の取引について**令和5年10月に請求**を行う場合 ⇒ **インボイス対応の必要はありません**

※ 令和5年9月以前にインボイス対応すること自体は問題ありません。

② **令和5年9月中**に請求書を出し**令和5年10月に納品**を行う場合 ⇒ **インボイス対応の必要がありません**

⇒ この場合、納品のタイミングでインボイスを交付するか、登録番号を通知し請求書と併せて保存してもらうなどの対応が考えられます。